

平成 29 年 10 月 19 日開催

理 事 会 議 事 録（翻訳）

日 時 平成 29 年 10 月 19 日
場 所 学校法人東京国際フランス学園 午後 17 時 30 分
理事定数 12 名
出席理事 8 名

出席理事 8 名

ーブリュノ・ヴァレリー

ーピエール・コリオ

ーコランタン・フェーシュ

ーフィリップ・エクセルマンズ

ーエレーヌ・オブレ

ーニコラ・ディコスタンゾ

ーピエール・フランソワ・ヴィルキャン

ーファリッド・エルカルキ

欠席理事 4 名

ークリストフ・ブシャール （ヴァレリー氏に投票権を委任）

ーローラン・ピック （コリオ氏に投票権を委任）

ーカトリーヌ・ウンサモン （コリオ氏に投票権を委任）

ーベルナール・デルマス （エクセルマンズ氏に投票権を委任）

欠席監事 2 名

ー谷 真人

ーレジナルド・カエル

オブザーバー：

ーアレクサンドル・ジョリ氏（大使館議員）

ーパトリシア・レノー（中・高等科校長）

ージル・サンセバスチャン（幼児・初等科校長）

ー角谷幸栄（通訳）

ブリュノ・ヴァレリー氏（AEFE アジア圏調整役）が、総務部長に本日の定足数の確認後、理事会の開催を宣言する。

議事日程

議長が以下の議題の承認を求める。

1. 前理事会（2017 年 5 月 26 日）の議事録の承認
2. 理事・評議員の変更
3. 新教職員の承認
4. 修学旅行
5. 不動産計画
6. 2017 年度第 2 修正予算
7. 2018 年度予算編成案
8. 寄附金
9. 質疑応答

反対：0 棄権：0 賛成：8

議事日程は提案に従って、全会一致で承認される。

1) 前理事会の議事録の承認

議長は、前理事会の議事録について、指摘すべき点があるか理事メンバーに質問、投票を促す。

反対 : 0 棄権 : 0 賛成 : 8

前理事会（2017 年 5 月 26 日開催）の議事録は、全会一致で承認される。

2) 理事会・評議員会メンバーの変更

議長が、総務部長に発言を促す。

総務部長は、理事/評議員の変更を発表、任期（4 年）について説明する。

総務部長が本理事会のメンバー構成を発表する。

本日（2017 年 10 月 19 日）就任の理事：

- ローラン・ピック氏 - 駐日フランス大使

2017 年 9 月 1 日就任の理事：

- エレヌ・オブレ氏：本校経理部長、法人総務部長

新評議員：

- ローラン・ピック氏 - 駐日フランス大使
- ジャン＝バティスト・ルセック氏 - フランス公使
- クリストフ・セルリエ氏 - フランス大使館総務
- マクセンス・ロバン氏 - フランス大使館フランス交流担当
- クリステル・ダヴィエ氏 - フランス大使館総務部長
- ステファニー・デュコルネ - 東京国際フランス学園職員代表

ジョリ氏が、2017 年 12 月には評議員を辞する旨発表する。後任は、京都の大使館議員であるアンヌ・ゴノン氏となり、2018 年 2 月の評議員会から参加する予定である。

3) 新教職員の承認：

この新学期に就任した新教職員（25 名）のリストを総務部長が読み上げる（別紙参照）。学校法人として、採用教職員のリストは東京都へ届け出なくてはならない。現在、教職員総数は 181 名。

反対 : 0 棄権 : 0 賛成 : 8

新教職員名簿は全会一致で承認される。

4) 修学旅行 :

議長は、総務部長に説明を求める。

まず初めに、学校運営評議会（CE）で承認された保護者の旅行費用の負担限度額（海外旅行 100000 円、国内旅行 50000 円）のため、修学旅行の企画・実施が大変難しくなっている点について述べる。

このため、かなり早くからの企画作立案や旅行会社との交渉が必要となってくる。以下のリストは CE にて賛同を得たものである。

旅行内容	学年	クラス	時期	参加生徒数	総費用 (円)	保護者の 負担限度額 (円)
ポーランド	中高等科	中学 3 年生	2018 年 1 月	72 名	7 200 000	100 000
ローマ	中高等科	中学 3 年生 高校 1 年生 (ラン語専攻)	2018 年 4 月	20 名	2 000 000	100 000
長崎	中高等科	高校 1 年生	2018 年 4 月	69 名	3 450 000	50 000
広島	中高等科	高校 2 年生	2018 年 4 月	73 名	3 650 000	50 000
情報処理 プログラムコンクール 台北	中高等科	中学 3 年生	2018 年 5 月	12 名	1 200 000	100 000

マルチスポーツ (ハンディキャップ) 北京	中高等科	中 2、 中 3、中 4 高 1	2018 年 6 月	15 名	1 500 000	100 000
サッカーU13 トーナメント バンコク	中高等科	中 1、中 2	2018 年 3 月	12 名	1 200 000	100 000
女子サッカー バンコク	中高等科	中 3 高 1、高 2	2018 年 3 月	12 名	1 200 000	100 000
高遠 (雪遊び)	初等科	小 2	2018 年 1 月/2 月	132 名	6 600 000	50 000
妙高村	初等科	小 5	5 月	75 名	2 250 000	30 000
シンガポール (フットサル サッカー)	初等科	小 4/小 5	2018 年 1 月/2 月	20 名	1 200 000	60 000
沖縄	初等科	小 4/小 5	3 月	50 名	2 500 000	50 000
箱根	幼児科	年中/年長	3 月	200 名	2 000 000	10 000

合計 13 修学旅行 : 35 950 000 円

保護者代表は、議決が個々の旅行に関するものでなく、旅行全体に係るものであることに異議を唱える。すなわち、いくつかの旅行については費用がかかりすぎると思われるため、賛同しかねると言及。

エクセルマンス校長は、生徒は誰一人として財政的な問題で旅行に不参加となることはないことを説明。そのために連帯基金というものがある。今年は、入学時に募った寄附金がこの基金に蓄えられた（約 120 万円）。

教職員代表は、修学旅行リストが全理事に前もって通知されることを要請する。

次回の理事会よりこれは考慮されることとなる。

議論が交わされた後、議長が議決を促す。

コリオ氏が到着。

理事会は修学旅行リストを承認するか？

反対：0 棄権：0 賛成：10

宿泊をとまなう修学旅行リストは承認される。

5) 施設拡張計画

生徒数の増加は、施設拡張計画の早急な実施を突きつけている。様々な関係者（現地監督庁及び本校関係者）が顔をそろえた7月5日の会議では、我々の要求に完璧に沿う形で意見の一致をみることができた。この計画は、本校の向かいに位置する滝野川第六小学校の校舎の一部を本校が賃借するというものである。

2018年4月から2022年3月まで北区が校舎の一部をリセに賃貸し（10教室とその他の共通スペース）、賃貸料は使用面積に応じて計算される。この計画の申請はすでに行われ、最終的な回答は11月後半になる予定である。

この提案は、本校にとって大きな好機であり、このきわめて重要なプロジェクトの実現のためにすべての関係者が尽力した。フランス在外教育庁不動産部のピエール・ファヴレ氏が視察した折りに理想的とされた結果となった。

11月の北区議会で本件が承認された後は、早急に資金調達プランを立てなくてはならない。また一方で、計画実施スケジュールも策定しなくてはならない（設計会社、作業計画、入札、改修工事の実施、工事見積額は5000万円～7000万円で、実施時期は2018年4月から8月の間となる）。

目標としては、2018年9月の新学期の開校を目指す。

2016年12月にフランス在外教育庁の指針・評価部署を交えて実施された戦略方針会議（COS）では、本計画が財政的に実現可能であると判断され、承認された。

6) 2017年度第2回修正予算決議

議長が総務部長に発言を促す。

総務部長より第2回修正予算が提出される（別紙2参照）。主として予算額の調整である。生徒数が予測よりも増加したため（当初の予算では1268名であったが、最終的に1301名となった）、収入額が増加したとの説明がある。

反対：0 棄権：0 賛成：10

理事会は、2017年度第2回修正予算を承認する。

7) 予算編成案：

議長に代わり、総務部長が、予算編成案作成にあたって考慮すべき事項について述べる。総務部長は、この予算編成案は、2016年12月の戦略方針会議（COS）およびフランス在外教育庁監督部署の承認を得たものであると説明。

その上、2016年12月以来、考慮すべき複数の新しい要素を予算案に加える必要があった。特に税金問題や会計事務所の変更、また賃金一覧表の改定などである。

そして、仏政府2018年度予算と、それに伴う規制措置（2017年）に関する2017年10月13日付のフランス在外教育庁長官からの書簡によって、新たな要素を考慮しなくてはならなかった。

国家財政再建のために全員の努力が必要とされる中、2017年度に関して、フランス在外教育庁にも特別負担金の要請があった。それは当初の予算通達と比較して、国から教育庁への補助金が3300万ユーロ削減されるという形での負担である。この新たな予算規制は、フランス在外教育庁管轄フランス学校（直轄校および協定校）全体に影響を及ぼすものである。よって本校においても、以下のように、様々な措置を考慮しなくてはならなかった。

- 2018年度においては、フランス在外教育庁への特別追加負担金が9%と増加し、2019年度は7.5%、最終的に6%に戻るのが2020年となる。これによる本校の負担額は、2018年度には3800万円、2019年度は2000万円の追加負担となる。

1) 生徒数：

現時点での生徒数（1301名）及び2016年12月の戦略方針会議（COS）の予測をふまえ、2018年度予算案は、2018年9月の生徒数を1330名と見積っていた。しかし、2017年11月13日のCE（学校運営評議

会)に提出される予測生徒数は現在 1355 名と見込まれている。これらをふまえて、ここでは間をとって予想生徒数 1342 名として 2018 年度予算を編成することを提案する。

2) 教職員：

新学期を円滑に始めるべく、次回の CE (2017 年 11 月 13 日) ではポストの新設が以下のように提案される予定である。

- 幼児・初等教育科教員 (構造上の必要性) : フルタイム相当ポスト : 1
- 中・高等教育科教員 : フルタイム相当ポスト : 2.5
- 事務職員 (人事部長職) : フルタイム相当ポスト : 1

人事部長の雇用は、現在の職員数に鑑みて必要であると判断された (181 名)。またこれに伴い、高性能で信頼のおける職務管理・人事管理ソフトの導入が必要となってくるであろう。

3) 課税について：

本校は日本会計の効率化を図るため、2017 年 5 月に新しい会計事務所と契約を結んだ。前会計事務所と比べ費用は割高であるが (月 75000 円増)、本校のニーズに対応し、契約関係も非常に満足のいくものとなっている。例えば、収入科目のうち、消費税対象であるが未申告となっていた仏政府奨学金についても、この会計事務所の指摘により明らかになったことであるが、これは予算に影響を与える種のものである。日本の課税法では、この奨学金は消費税支払いの対象となる特定収入として見なされる。これにより年に約 200 万円が奨学金収入に対し追加費用として計上されることになる。

4) 資産からの支出：

滝野川第六小学校不動産計画 (賃貸契約) を受けて、2018 年度は多くの設備投資が見込まれており (改修・修繕工事、情報処理機器や校具の購入)、工事にかかる予算総額は 7000 万円と見積もられている。

5) 一般部門：

教育研究費の予算構成はそのまま維持される。

教育活動の数は依然として多く、予算額も同様のレベルを維持することが必要である（生徒一人当たり年平均 10 活動以上）。

リセの光熱費も電力会社の契約変更に伴い、14%程度削減され、約 200 万円の経費節減となる。

一方、来年度予算にかかる追加経費についても見積もりが必要となってくる。例えば、不動産計画関連の経費（賃貸料、改修工事費、設計会社費用、運営管理費、光熱費、人件費）や、賃金表の改定（12 月の人事委員会で討議）や教員・事務職員ポストの増設（11 月の学校運営評議会で討議）等に伴う人件費の増加などが挙げられる。

賃金表に関する人事委員会に加え、本校は職員に対し、ボーナス等について検討をする旨約束した。よって、将来に備え資金を蓄えることが重要である。

最後に、特に生徒数増加に伴う追加経費を加える必要がある（複数の子供を持つ家庭に適用される学費免除、AEFE 供出金、光熱費等の学校共益費用）。

よって、追加経費総額は、2 億 1800 万円強となる。

6) 授業料：

戦略方針会議（2016 年 12 月）の決議及び各代表に出された通知に則って、2018 年－2019 年度は 1%の授業料値上げが予定されている。

その他の学費（入学金、教育拡充費）については据置きとなる。

学費のオンライン決済の設置は目下進行中であるが、実際運用されるのは 2018 年の新学期からである。

この機能により、保護者の手間を省き、入金 of 安全な処理を行うことができる。債権の運営管理を一つの請求システムの中で一括管理することは、処理者にとって、事務手続の流れや、総務・経理面でのフォローアップを簡略化することにつながる。このシステムにより、銀行手数料負担が保護者から本校へ移ることになり、リセの負担額として 90 万円の追加費用が発生する予定である。

1%の学費値上げと、生徒数の増加により、**9800 万円**の追加収入が見込まれる。
これにより、賃金表の改定（特に教務課）について検討を始めることができる。

7) 特別部門：

総務部長が、特別部門はそれぞれ収支が一般部門とは別になっており、独立採算であると説明。

試験部門：来年の試験料は大きく減額される。2018 年度フランス語前試験及びバカロレア試験は、それぞれ 15000 円から 10000 円、45000 円から 40000 円へ減額される。中学生のブルベ試験は 5000 円のまま据置きとなる。

生徒課外活動部門：繰り返しになるが、課外活動費は通常 45000 円、奨学生は 30000 円となっている。

この部門は 2017 年度も大きく拡大し（特に学童保育が 120 名ほど増加）、1210 名の生徒が登録、クラブ数も昨年の 60 部から 71 部となった。

この生徒数と活動数の増加は、本部門の予算に影響を与えている（部活動指導者の報酬、光熱費、清掃費、材料費）。これらの追加支出（施設費、材料費、清掃費）を緩和するため、休日学童保育のタリフを値上げする可能性がある。

またこれらの課外活動や学童保育の増加により、課外活動送迎バスの路線を一つ増やすこととなり、合計 4 路線となった。

給食部門：給食利用者も同様に増加した。

給食利用者：1200 名（2016－2017 年度は 1150 名）

弁当持参：初等科：30 名 中高等科：50 名

食券メニュー利用者：100 名（2016－2017 年度は 70 名）

初等科クラスが増えたことにより、給食時間の見直しと食堂スペースの合理化が必要となった。またこれらの調整により、給食生徒監督官のポストを必要な時間帯のために 3 つ増やすことになった。

食堂スペースと生徒収容力、またその給食準備作業は限界に近くなっており、受け入れ可能な人数はあと 50 名が限度である。このことから滝野川第六小学校に給食サービスの一部を移すことを検討中である。

また、提供する給食を多様化させるため、食材の調達範囲をより拡大することも考えている。

ユーロ及びドルに対し円安（３年間で-20%）が続く中、海外で購入した加工品の値段が上昇することとなった。このため、食料品の調達に係る地域の限定基準の早急な見直しが必要となっている。

保護者代表理事はこれに賛同し、大使館が推奨する食材関連のリスト（禁止食材や注意事項がアップデートされた公的リスト）の閲覧を要求。

大使館領事は、このリストを更新し、本校に送付することを約束。

生徒数の急増やアレルギー管理、厨房機器の導入や毎日提供される給食の質の高さ等にもかかわらず、給食タリフは５年間ほど据置きとなっている。

よって、光熱費や設備費、人件費（アレルギー管理のために人員１名を補充、年功昇給、2015年人事委員会によって決定された賃金値上げ等）によって生じる追加経費や、第六小学校の厨房に係る設備投資等（大型厨房機器）を考慮して、給食費の値上げを提案せざるを得ないであろう。

スクールバス部門：現在のところ、新規の通学バス路線の開通は予定されていない。またパーキングの受け入れ許容範囲も限界となっている。法律改正に伴うバス会社契約の値上げも、現行の契約では適用されていないため、来年度のバスタリフの値上げも予定されていない。

幼児・初等科校長のジル・サンセバスチャン氏が、昔からフランスでよく見られるような“乗合システム”のようなものを考えてみてはと提案する。これは、有志の保護者が無料で子供たちを学校まで送迎するシステムである。

意見交換の後、議長が2018年度予算案についての決議を促す。

保護者代表理事は、本当の議論をするためには複数の予算オプションを提案してほしいと言及。

反対：0 棄権：0 賛成：10

2018年度予算編成案は、全会一致で承認される。

8) 寄付金：

本校からリセ・フランセ・ド・京都に250万円が寄付される（京都の保護者からの寄付金）。

反対 : 0 棄権 : 0 賛成 : 10

寄付金は全会一致で承認される。

9) 質疑応答 :

教職員 :

1. 生徒数と人件費（2012-2013 年度 : 87 名 現在 : 175 名 →2005 年時はより少なかったはずである）の増加に鑑みて、学校法人寄附行為、特に理事会に関連する部分について見直すことは正当性があると考えられる。よって、教職員は、理事会の構成の見直しを求め、議決権を有する教職員代表を 2 名とするよう要請する。というのも、保護者代表理事は 2 名いる上、この変更により、フランス政府が 3 分の 2 の投票権を持たなくてはならないとする条件は変わらないからである（現行 : 75-25 提案 : 66, 67-33, 33）。

理事会は管理運営決定機関であるため、保護者代表と教職員代表の比率も変えることになるであろう。また、出資者である保護者は教職員よりも多くの代表理事を出すのが普通であると思われる（寄附行為参照）。

2.
 - 教室の使用が込み合っているため、特に中等科低学年の時間割が大変厳しいものとなっている。
 - 生徒数増加に対応するため、学校の一部を移す計画がある。
 - 教育の質を常に高めていく。

以上のような現状から、教職員は職員官舎を教室に改修するというのはどうかと考える。この改修工事にどのくらいの費用がかかると思われるか。

旧滝野川第六小学校へのクラスの一部移転が、これらの問題を有効に解決してくれるであろう。この計画は、生徒およびすべての教育関係者に最良の教育環境を提供し、すべてのフランス人生徒の受け入れを実現したいという事務局役員・フランス在外教育庁そして理事会の、変わらぬ意志のもとに進められているものである。

3. 生徒活動支援会（FSE）はフランス式に運営されている団体であるが、フランスの FSE のような法的な団体規約をもっていない。このことにより多くの問題が発生しているが、特に参

加者（生徒、本校の指導教職員、外部参加者）の責任問題や保険などの問題が挙げられる。我々は、FSE が学校会計に含まれるよう希望するものである（日本の学校の部活動のような形で）。

FSE は、学園とははっきり区別される団体であり、法的にも、会計上でも学園の運営、会計の中に含めることはできない（正規の運営とはいえないため）。

ただ学校の教室は、協定を結んだ上でその活動のため FSE に無料で貸すことはできる。よって FSE はまずその登録生徒の管理をすべきであり、これらの加入者や外部参加者のために活動に応じた保険をかけるべきである。

4. 何名かの教職員は通勤のためにスクールバスを利用している。そのため片道 500 円が請求されているが、支払いの際に領収書が発行されたことがない。この収入がどのくらいになるのか教えてほしい。

参照：スクールバス規則（本校ホームページ掲載）

“本校スクールバスサービスを利用したい場合（保護者、教員、非登録生徒など）は、予め申請した上で、利用時に 500 円を添乗員に支払うものとします。

本校の教職員でこのバスサービスの利用を希望する者は、回数券（10 回乗車券：5000 円）を購入することができます。”

このシステムは、日常のバス運営において、教職員や保護者のためにより柔軟な対応をめざしたものである。領収書は一貫して利用者に渡されることになっている（現在 4 名の教員が利用）。これらの利用者は本校の教員であり、彼ら自身の子供を引率してくることが多い。

すべての議案を協議、21 時、議長は閉会を宣言する。

総務部長 エレーヌ・オブレ（議長代理）